

## 議員説明会 会議録

### 1 開催日時

令和8年6月26日（金曜日） 午後1時30分 ～ 午後2時47分

### 2 件名

- ① 第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについて
- ② 令和8年度岩手県への要望内容について

### 3 議事録

#### （伊藤総合政策部長）

ただいまから、議員説明会を開催いたします。

本日の説明につきましては3件ございます。

1件目が、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについて、2件目が、令和8年度岩手県への要望内容について、3件目が、花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてになります。

1件目と2件目については、総合政策部担当になりますので、私から初めに概要を説明させていただきます。

#### （伊藤総合政策部長）

1件目の第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについてご説明いたします。

前期アクションプランにつきましては、第2次花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像の実現に向けて長期ビジョンを着実に実行するため、まちづくり分野ごとに取り組む主要な事業や成果指標の目標値など具体的な施策の展開を示す計画として、令和6年6月に、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間として策定いたしました。

この前期アクションプランは、社会経済状況の変化に対応するとともに、政策及び施策の基本的な取組方向を変更しないことを前提に、主要事業の掲載の追加や修正、事業費の時点修正などを行うため、毎年度3年先までを見通したローリングを行うこととしており、今回は、令和8年度から前期アクションプランの最終年度である令和9年度までの2年分についてローリングを行っております。

なお、令和8年度当初予算については、予算編成時に市長選挙が行われたことから、骨格予算で編成しており、実質的な令和8年度当初予算となる、令和8年度第1号補正後の予算を踏まえローリングを行うこととしたことから、今般実施するものになります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

#### （粒針秘書政策課長）

それでは、詳細についてご説明いたします。

説明は、事前にお配りしております資料1と資料2の2つの資料のうち、資料1「第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングについて（R8.7月実施）」に沿って説明させていただきますが、併せて、資料2の前期アクションプラン本文（案）も

ご覧願います。

なお、資料2の前期アクションプラン本文（案）においては、現行のアクションプランから変更しております箇所「黄色マーカー」のハイライトをつけておりましたので、ご確認をお願いいたします。

それでは、資料1の1ページ目をご覧ください。

今回のローリングに伴う変更内容であります、主に次の4点となっております。

1点目は新たに実施する事業の追加、2点目は令和7年度に物価高騰対策として補正予算で計上し実施した事業及び事業概要の追加、3点目は令和8年度中に補正予算の計上が見込まれる概算事業費の追加、4点目は文言修正、補正予算で計上し実施した事業の追加及び財政見通しなどの時点修正です。

1点目の新たに実施する事業の追加ですが、令和6年度の介護報酬改定により、基本報酬が引き下げられた市内の訪問介護事業所の経営を支援するため、令和7年度第3号補正において基本報酬引下げ相当分を支援金として支給するための事業費を計上した「介護事業所経営支援事業」を追加したほか、早池峰神楽が、国の重要無形民俗文化財第1号に指定され50年となる節目を記念し、令和8年10月31日と11月1日に開催が予定されております「全国神楽まつりハヤチネ2026」に係る事業費を計上した「早池峰神楽国指定50年記念事業」などの7事業を新たに追加いたしました。

2点目の令和7年度に物価高騰対策として補正予算で計上し実施した事業及び事業概要の追加ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した、食料品などの価格高騰の影響による市民の経済的負担の軽減を図るため、市民1人あたり7千円を給付金として給付するための事業費を計上した「食料品等物価高騰支援給付金給付事業」を追加したほか、物価高騰の影響を受ける医療施設などの経営負担を軽減するため、光熱費や食材料費のかかり増し経費の一部を支援金として支給するための事業費を計上した「医療施設等物価高騰対策事業」などの10事業について、事業及び事業概要を追加しました。

3点目の令和8年度中に補正予算の計上が見込まれる概算事業費の追加ですが、現時点で令和8年度中に補正予算の要求が見込まれるハード事業の概算事業費として、現在、浄化槽の故障に伴い仮設トイレを設置することで対応しております、大迫野球場の浄化槽の新設及びトイレの洋式化に係る工事費を追加しました。なお、本事業に係る事業内容や事業費は、今後、補正予算案を上程する段階で詳しくご説明し、ご審議いただきたいと考えております。

4点目の文言修正、補正予算で計上し実施した事業の追加及び財政見通しなどの時点修正ですが、これまで説明してまいりました事業のほか、令和7年度中に補正予算をお認めいただき執行してまいりました事業を追加しているほか、政策及び施策の基本的な取組方向を変更しない範囲での文言の修正及びローリング後の主要事業に応じた財政見通しなどの時点修正を行っております。

次に、2ページ目をご覧ください。

主要事業の事業費については、令和8年度第1号補正後の予算をベースに令和9年度の積算をしておりますが、その考え方についてご説明いたします。

まず、「(1) ハード事業」についてであります、ハード事業は、「①政策的なハード事

業及び一時的に事業費を要するハード事業」、「②同種の施設が複数存在するハード事業」、「③インフラ系ハード事業」の3つに区分しております。

「①政策的なハード事業及び一時的に事業費を要するハード事業」については、令和8年度第1号補正後の予算までに実施設計費が予算計上されている場合は、令和9年度に概算工事費を計上しており、新花巻図書館整備に係る工事費や矢沢地区義務教育学校整備に係る工事費などを新たに計上しております。

スポーツ施設や小中学校のように「②同種の施設が複数存在するハード事業」については、これまでの事業規模や長寿命化計画などに基づき工事費を計上いたしました。

道路や橋梁などの「③インフラ系ハード事業」については、国費の配分見込みや事業の進捗状況から推計される事業費を計上いたしました。

なお、現時点で実施が確実な事業費のみを計上し、整備方針又は優先順位が未決定なハード事業については、未掲載としており、事業の実施が決定した段階でのローリングで計上してまいります。

次に、「(2) ソフト事業」についてであります。ソフト事業のうち、「①政策的なソフト事業」については、子ども・子育て支援のように政策的に取り組んでいる事業は継続する見込みとし、令和8年度第1号補正後の予算をベースに令和9年度の事業費を計上し、医療費助成などの扶助費は伸び率、保育委託は公定価格の伸びを見込んだ推計額を計上しております。

「②経常的なソフト事業」については、令和8年度第1号補正後の予算をベースに令和9年度の事業費を計上し、児童手当や障がい者サービス給付などの扶助費は伸び率を見込んだ推計額を計上しております。

次に、「(3) ふるさと納税とイーハトーブ花巻応援基金」の充当についてであります。令和6年度のふるさと納税のうち、イーハトーブ花巻応援基金に積立てた17億5千万円については、令和7年度の主要事業へ15億円、令和8年度の主要事業へ2億5千万円充当しております。

また、令和7年度の予算ベースのふるさと納税は70億円となっており、そのうち返礼品や事務費、主要事業に60億円を充当しておりますので、70億円からこの60億円を差し引いた残りの10億円は、イーハトーブ花巻応援基金へ積立てております。この10億円については、令和8年度当初予算の主要事業へ7億5千万円、令和9年度当初予算に見込む主要事業へ2億5千万円充当しております。

なお、令和8年度以降のふるさと納税は50億円と見込んでおり、返礼品や事務費、主要事業へ全て充当することとし、基金への積立は現時点では見込んでいないものです。

次に、3ページをご覧ください。

上段の表は、ローリング前時点、中段の表は、先ほど來說明してまいりました考え方にに基づき行いました、ローリング後の姿になります。なお、令和7年度については、令和7年度第18号補正後となります最終予算額に置き換えております。

下段の表は、ローリング前とローリング後を比較した表になります。

令和7年度の計画額については、ローリング前から34億3,600万円の増額となっており、主な要因としては、ふるさと納税の返礼品及び事務費分になります「イーハトーブ花巻応援寄附金推進事業」の11億8,000万円の増、食料品などの価格高騰の影響

による市民の経済的負担の軽減を図るため、市民1人あたり7千円の給付を行いました「食料品等物価高騰支援給付金給付事業」の6億5,027万5千円の皆増など、ふるさと納税の増額や物価高騰対策事業として、令和7年度中に補正予算で計上した事業によるものです。

令和8年度の計画額については、42億8,270万円の増額となっており、主な要因としては、矢沢地区義務教育学校の整備工事に係る「義務教育学校整備事業」の12億4,980万3千円の皆増や石鳥谷学校給食センターの改修工事などに係る「学校給食センター改修事業」の5億4,175万1千円の増のほか、令和7年度から令和8年度にかけて債務負担を設定して行っております、新花巻図書館整備の実施設計などに係る「図書館整備事業」の4億5,361万3千円の皆増など、大型ハード事業の計上によるものです。

令和9年度の計画額については、63億5,810万円の増額となっており、主な要因としては、矢沢地区義務教育学校の整備工事に係る「義務教育学校整備事業」の32億3,832万4千円の皆増や新花巻図書館の整備工事などに係る「図書館整備事業」の7億3,515万6千円の皆増のほか、石鳥谷学校給食センターの改修工事などに係る「学校給食センター改修事業」の4億6,541万9千円の増など、大型ハード事業に係る事業の進捗によるものになります。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

「子ども・子育て応援プロジェクト」と「花巻で暮らそうプロジェクト」の2つの重点施策推進プロジェクトについてですが、今回のローリングに伴い、事業費を更新したものです。

各プロジェクトの年度間の主な増減要因であります、「子ども・子育て応援プロジェクト」については、これまで主要事業としてではなく、管理運営費として実施してまいりました小中学校の学校給食費の食材料費について、価格高騰分を含めた全ての経費を、令和8年度から主要事業「学校給食費負担軽減事業」としたことから、令和8年度にかけて、およそ3億8,900万円増加しているほか、矢沢地区義務教育学校整備の事業進捗や矢沢学童クラブの整備などが主な要因となっております。

また、「花巻で暮らそうプロジェクト」については、JR花巻駅東西自由通路等整備や新花巻図書館整備、産業団地整備の事業進捗に伴う計画額の増減のほか、企業誘致推進事業として、企業が市内の特定地域において工場などを新設又は増設する場合に要する経費の一部を補助しております、企業立地促進奨励事業補助金の活用見込による増減が主な要因となっております。

いずれも現時点で想定する事業費の積上げですので、毎年度の予算編成において精査していくものです。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

財政見通しにつきましては、令和6年度を決算額に置き換えるとともに、計画策定時と同様に、決算見込みベースで作成しております。歳入の一般財源については、令和7年度は決算見込額とし、令和8年度は当初予算額をもとに、令和9年度は令和8年度当初予算額をベースとして、人口推計や近年の経済状況等をふまえて推計しております。国県支出金等の特定財源については、主要事業の積上げにより推計し、歳出のうち主要経費は、本計画に掲載されているローリング後の主要事業の事業費を積み上げたものに対し令和6年

度決算の執行率を乗じて推計いたしました。管理運営費及びその他経費に含まれる特別会計への繰出金等は、令和8年度当初予算をベースとした各年度の経費の積上げに対し令和6年度決算の執行率を乗じて推計したものに更新しております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

6ページ目については、5ページ目の財政見通しを踏まえ、「市債残高の推移」、「合併特例債発行額の推移」、「主要3基金残高の推移」を決算見込みベースで推計したものになります。

最後に、今後のスケジュールについてであります。本日の議員説明会を経て、7月17日には総合計画審議会にて説明を行い、7月下旬に公表する予定としております。

以上、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランの説明とさせていただきます。

**(伊藤総合政策部長)**

説明が終わりました。内容について質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。内館桂議員。

**(内館桂議員)**

令和7年度、令和8年度の過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、ローリング前とローリング後の起債額を比較すると減少しておりますが、仮に、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の財源が確保できない場合、計画どおり事業の実施ができるのでしょうか。

**(伊藤総合政策部長)**

確かに、過疎対策事業債及び辺地対策事業債については、国の地方債計画上、発行できる額が決められております。

ただし、前期アクションプランへ掲載している事業は、市として実施すべき事業について掲載しているものであり、仮に計画どおり過疎対策事業債及び辺地対策事業債の同意が得られなかった場合には、合併特例事業債など交付税措置率の高い財政上優位な地方債を活用するなどして、事業を実施していくことで考えております。

**(伊藤総合政策部長)**

その他ございませんでしょうか。

それではご質問がないようでございますので、1点目の項目につきましては、以上で説明を終了させていただきます。

続きまして、2件目の令和8年度岩手県への要望内容について、説明をさせていただきます。

説明は、事前にお配りしております、資料No.1「令和8年度 岩手県への要望内容について」A4縦8ページ、資料No.2「令和8年度 岩手県への要望項目一覧表」A3横ホチキス止め9ページ、資料No.3「要望書」全65ページにより、ご説明いたしますが、一部、資料に誤りがございました。資料No.1の5ページ及び8ページ、資料No.2の5ページ、資料No.3の41ページについて、訂正箇所を赤色で修正し二重線を付したものを配布させて

いただいておりますので、恐れ入りますが、差し替えをお願いいたします。

はじめに、資料No.1をご覧ください。県南広域振興局管内における県への要望につきましては、毎年、次年度の県予算等への反映を目的に、各市町が県へ要望しているものであり、本市におきましては、これまでと同様に、花巻市長及び花巻市議会議長の連名での、要望書提出となります。

要望会は、令和5年度から、知事が出席して実施されており、市長及び議長が知事に直接要望書をお渡しした上で、要望事項について説明する形式となっております。

「1 県要望の実施スケジュールについて」であります。本年度は、7月7日火曜日午後4時15分から5時15分までの1時間、県南広域振興局奥州地区合同庁舎で実施されます。出席者は、市から市長、両副市長、教育長、要望項目の担当部長が出席し、市議会からは藤原議長と議会事務局長にご出席いただくこととしております。また、花巻地区選出の佐々木県議、木村県議、名須川県議、川村県議にも、本市の要望内容についてご理解をいただくため、ご出席いただく予定としております。

当日は、重点項目4項目について、市長が要望内容の説明を行い、藤原議長、県議4名から要望内容についてコメントをいただいたのち、県から、要望に対する県の取組状況について説明を受け、知事から総括コメントをいただく流れとなっております。また、今年度より、知事コメントの後、あらかじめ定めたテーマに基づく知事と市長との意見交換が新たに行われることとなっております。

なお、当日説明する要望項目（重点項目）は、要望会の時間の都合上、5項目までとするよう岩手県から示されており、今年度は特に重要と考える4つの項目について説明するものです。この4つの重点項目につきましては、資料No.1の1ページの下段、「2 要望項目の概要」の「(2)重点項目」の欄に記載の通りとなりますが、内容につきましては、後ほど担当課長よりご説明いたします。

また、知事との意見交換につきましては、市からテーマを提案することとされており、2ページ目上段に記載の通り、本市からは「いわて花巻空港の利用促進について」をテーマとし、特に、国際線の就航促進や、インバウンドへの対応について、意見交換を行うこととしております。

要望内容の概要につきましては、担当課長より説明いたします。

(粒針秘書政策課長)

それでは、要望内容の概要について、ご説明いたします。

はじめに、資料No.2「令和8年度 岩手県への要望項目一覧表」、A3横のホチキス止め9ページのものをご覧ください。

こちらの資料は、今年度の本市の要望項目を一覧にしたものでございますが、一覧の各要望項目につきましては、左から、大項目ナンバー、小項目ナンバー、継続または新規の要望区分、要望項目の大項目、小項目、要望要旨、本市の担当部課、県の要望先、重点項目等のほか、継続要望の場合は、平成29年度から令和7年度までにおける県の取組状況についての回答の結果を記載しております。なお、県の取組状況につきましては、右上に記載のとおり、A、趣旨に沿って措置したもの、B、実現に向けて努力しているもの、C、当面は実現できないもの、となっております。また、昨年度から修正・追加があった箇所

については、赤字で表記しております。

一覧では、今年度の本市の要望項目を1ページから8ページにかけて記載しておりますが、今年度の要望件数は、要望の大項目として38項目、小項目として70項目を予定しております。

今年度の要望書の作成に当たりましては、昨年度までの要望内容をベースに、引き続き要望が必要と判断した継続要望に新規要望を加える形で作成しておりますが、課題が解決した項目や、一定の改善が図られ、その内容が市として受容できると判断された項目を除くこととしたほか、要望内容が簡潔明瞭でわかりやすいものとなるよう、各要望項目の文章を精査し、作成したものでございます。

要望の大項目は、昨年度の39項目から1項目減の38項目となっており、新規項目として、北上市との共同要望となる市道の県道昇格に関する要望、テレビ難視聴対策に関する要望の2件を追加しております。

また、昨年度まで、大項目「4 農林業・農村政策の対応について」の中の小項目の1つとしておりました「有害鳥獣被害対策について」を独立した1つの大項目とし、大項目「3 有害鳥獣被害対策の強化について」としたほか、同じく、昨年度まで、大項目「県立高等学校のあり方について」の中の小項目としておりました「県立高等学校の再編について」と「併設型中高一貫教育校の新設について」を分割し、それぞれ大項目の25番、26番としております。

9ページをご覧ください。こちらに掲載しております、「1 ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用について」から「5 移住支援事業における返還制度に係る国、県、市負担の公平化について」までの大項目5件については取り下げを行っており、結果、今年度の要望の大項目数は全38項目となっております。なお、小項目の単位で見ますと、昨年度の66項目から4項目の増となっており、先ほど申し上げました県道昇格やテレビ難視聴を含む新規項目が5件となっているほか、小項目の統合、分割等の整理を行ったものもあり、今年度は70項目となっております。

要望項目が多岐にわたっておりますことから、本日の説明は、要望当日に市長が知事へ直接説明する重点項目4件のほか、今年度追加等を行った項目、要望項目から取り下げた項目等について説明させていただき、そのほかにつきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

次に、今年度の要望項目における、重点項目4件についてご説明いたします。資料は資料No.3「要望書」の1ページをお開き願います。

重点項目「1 化製場の悪臭問題に関する対応について」でございます。花巻市内の化製場は、畜産副産物を処理し飼料や肥料の原料を生産する施設であり、国や県が目指す「持続可能な循環型畜産産業」の実現に不可欠な畜産サイクルを支えるインフラとなっております。一方で、当該化製場の悪臭により、市民が50年以上にわたり生活環境への深刻な影響を受けており、県民の生活環境保全と畜産振興を両立させるため、悪臭問題の早急かつ確実な解決が不可欠となっております。

現状では、施設の老朽化等により県の条例の構造設備基準に適合しない箇所が多数確認され、立入検査のたびに新たな不適合が判明しているほか、排出原料の搬入を制限できないとのこと等から施設改善の着手が遅れており、行政指導のみでは実効的な改善が十分に

進んでいない状況にあります。さらに、他県では条例で構造設備や維持管理の臭気対策を規定し改善命令等の権限を行使しているのに対し、岩手県の化製場条例には臭気対策について明確な規定がなく、県の権限を確実に行使できない状況となっております。

抜本的対策としては、移転新築や大規模改修、維持管理の改善等に相応の財源が必要であり、事業者任せでは遅れが生じる恐れがある一方、過去に県が主導して実施した施設整備の例から、県・市・関係団体に費用を負担しあう実例がありますことから、県が権限と責任を確実に行使するとともに、県・市・関係団体が連携して早期かつ抜本的な解決を図る必要があると考えております。

このことから、県に対して、網羅的かつ計画的な検査及び確実な指導を行うこと、県民保護の観点から県化製場条例の速やかな改正を行うこと、県が主導し、化製場の移転新築、大規模改修等に対する財政支援を含めた悪臭問題の解決策を速やかに検討し、県民を保護するための対策を講じること、関係者による協議の場を設置すること、長期的解決として移転新築等を検討し実施すること、の5点について要望するものです。

5ページをお開き願います。重点項目「2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について」でございます。

これは、新興製作所の建物解体工事が中断され、解体工事に伴う解体物及び低濃度PCB廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、県において処理責任者から提出された処理計画書を早急に精査いただき、残置された解体物が早期に処理されるよう継続して指導を行うこと、また、指導してもなお改善が見られない場合は、廃棄物処理法に基づく行政代執行も視野に入れて対応することのほか、低濃度PCB廃棄物の処分について、関係法令に基づく対応を適切に行うよう要望するものです。

7ページをお開き願います。重点項目「3 有害鳥獣被害対策の強化について」でございます。

岩手県内ではニホンジカやイノシシの生息域拡大に伴い市内の農作物被害が増加しているほか、ツキノワグマによる被害が深刻であり、住民の生命、財産、生活への懸念が高まっております。当市においても対策を進めているものの、職員の専門的知識が乏しくその対応には限界があり、令和7年9月1日施行の緊急銃猟制度の円滑運用に当たっては、安全確保、専門的知見・技術、従事者の訓練・確保等が不可欠ですが、様々な課題があり制度運用の障壁となっております。

このことから、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保と単価引上げを国へ要請することのほか、ツキノワグマによる被害防止対策として、実効的な捕獲体制の構築と適正な個体数管理を実施すること、より精密な生息数や生息域の調査・公表を早急に行うこと、県が定めている適切な捕獲数を設定すること、生息数が多いと推測される地区における長期的なモニタリング調査、県管理河川のやぶ刈り払い等を早急に実施すること、専門人材の育成・派遣、クマ追い払いスプレーや盾等の自衛用物品購入に対する財政支援、クマ出没時にスクールタクシーやスクールバスの送迎を行った場合の財政支援等について国へ要請することを要望するものです。

10ページをお開き願います。重点項目「4 農林業・農村政策の対応について」でござ

ざいます。

本項目においては、小項目が10件あるものですが、このうち、「1 水田活用の直接支払交付金の見直しについて」、「2 中山間地域等直接支払制度の維持について」、「3 多面的機能支払制度の予算確保について」の3点を重点項目とするものです。

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足、世界情勢に伴う資材価格の高騰などにより厳しさを増しており、生産意欲を維持できる環境整備が急務となっております。

このため、水田活用の直接支払交付金については、水田を対象とした仕組みから田畑を問わず作物別の生産性向上支援へ転換することとされましたが、小麦・大豆・飼料作物・飼料用米等の作物において、主食用米と遜色ない所得が確保できる交付単価とすること、土地改良区の将来負担を増やさない恒久的支援を講ずること、中山間地域等直接支払制度については、交付基準に基づく満額支給のための十分な予算確保と、「集落機能強化加算」を第6期対策の全協定集落で認めた上で第7期対策以降も継続措置すること、多面的機能支払制度については、長寿命化活動等への交付金が交付基準の約50%となっており活動に支障を来していることから本制度に係る十分な予算を確保すること、大規模工事での長寿命化整備計画の作成要件を不要とすること等をそれぞれ国に要請するよう要望するものです。

続きまして、今年度より新規で要望する項目についてご説明いたします。資料No. 1の2ページ、資料No. 3の63ページをご覧ください。

なお、資料No. 1については、資料No. 2と同様に、昨年度から修正・追加があった箇所を赤字で表記しております。また新規項目については大項目を赤字で表記しております。

はじめに、「37 【共同要望】市道の県道昇格について」でございます。こちらは北上市との共同要望となりますが、当市の市道である、材木町山の神線、これは消防署の交差点南側から県の農業ふれあい公園までの区間、材木町下二枚橋線、これは消防署の交差点北側から花巻インターチェンジ付近のコンビニエンスストアまでの区間、北上市側として飯豊北線、飯豊赤坂線、これは県の農業ふれあい公園から国道107号の北上江釣子インター付近の焼肉店までの区間の道路について、広域的な幹線道路として県道への昇格の協議に応じるよう要望するものでございます。

次に資料No. 1は同じく2ページ、資料No. 3については65ページをご覧ください。「38 テレビ難視聴対策の実施について」でございます。

ドコモ社が提供する「ひかりTV」は、テレビ難視聴地域における、テレビ共同受信施設に代わるテレビ視聴方法の一つとなりうるものであり、県内で一定数の需要が見込めるのであればサービス提供を検討できるとの事から、県主導でドコモ社に対し「ひかりTV」の県内でのサービス開始を要請するよう、要望するものでございます。

続きまして、要望内容の修正、小項目の統合、小項目の追加等を行った項目についてご説明いたします。

まず、要望内容を修正した5件についてご説明いたします。資料No. 1の3ページ、資料No. 3の16ページをご覧ください。

「5 周産期医療の確保について」でございます。これは、医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに医師等の地域偏在の解消に向けた支援策を実施するよう国

へ要請することのほか、県立中部病院の医師体制について5名体制の早期回復等について、昨年度に引き続き要望するものです。

昨年度の要望ではNICUの設置等による小児科機能の拡充を求めておりましたが、北上済生会病院にNICUが設置されている状況を踏まえ、中部病院においては医療従事者の充実配置による周産期医療体制の充実を求めることとして修正したものです。

続いて、資料No. 1はそのまま3ページ、資料No. 3については28ページをご覧ください。「11 広域的な公共交通の維持対策について」でございます。

主要な観光路線の赤字分に対して県が補填する支援策を新たに創設すること、また、東日本大震災の被災市町村に対する激変緩和措置の継続を国に要請するとともに、国に準じて県が実施している補助の要件緩和についても恒久的とすることについて、昨年度に引き続き要望するものです。

今年度においては、北上市との共同の要望事項として、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金における、みなし運行回数等によるカット等の措置で生じる減額分について県が補填する支援策を創設することについて加えたものです。

続いて、資料No. 1はそのまま3ページ、資料No. 3については39ページをご覧ください。「19 県管理河川の改修整備促進について」でございます。

北上川水系毒沢川の支流である一級河川滝川の上流部の1.7kmの区間が未改修のため、早急に事業着手することのほか、県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について、昨年度に引き続き要望するものです。

今年度においては、県管理河川の樹木伐採等に加え、県が令和7年度に策定した「ツキノワグマ対策基本方針」を踏まえ、県管理河川及びその周辺のやぶや草木の刈り払い等について、単に河川機能の回復だけでなく、ツキノワグマによる被害防止策としても講じることとして修正したものです。

続きまして資料No. 1の4ページ、資料No. 3の41ページ、差替後のものをご覧ください。「20 65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について」でございます。

65歳まで障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者の介護保険利用者負担を軽減する「新高額障害福祉サービス等給付費」の対象者の要件として、「65歳前の5年間、継続して特定の障がい福祉サービスを利用した者」など5つの要件を全て満たす必要があることから、利用者負担が軽減されるよう、要件緩和について国に要請するよう要望してきたものです。

今年度においては、5つの要件のうち、「65歳前の5年間、継続して特定の障がい者福祉サービスを利用した者」という要件により、特に対象外となる方が多数生じるため、本要件の緩和について要望するものです。

続きまして、資料No. 1はそのまま4ページ、資料No. 3については57ページをご覧ください。「33 自然・地域との共生に向けた再生可能エネルギー事業の適正な立地誘導について」でございます。

全国各地で太陽光発電の導入が拡大している中、本市においても公園の近接地にメガソーラーが設置されるなど、地域住民の住環境への悪影響や、景観、土砂災害への懸念が生じていることから、県の環境影響評価条例において、小規模事業であっても地域住民の生

活環境や景観に重大な影響を及ぼす可能性がある事業などについても対応できるよう、環境影響評価の対象規模要件の拡大を要望してきたものです。

昨年度の当市からの要望に対し、県からは、必要に応じて規模要件の範囲拡大を検討する旨回答がありましたが、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備の適正立地については、法令による規制が期待できないことから、今年度においては、隣県の例を参考に、適正な立地誘導のため、ゾーニングと、地域との合意形成のプロセスを図るため、県において条例を制定するとともに、その条例の政策効果及び実効性を担保する法定外税を導入することを要望する内容に修正したものです。

続きまして、要望内容の小項目を統合した1件について、ご説明いたします。資料No. 1の5ページ、資料No. 3の37ページをご覧ください。「18 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について」でございます。

過去の大雨による洪水で床上、床下浸水や農地の冠水など、甚大な被害が発生したことから、新堀・八重畑地区の治水対策など6件の整備事業のほか、防災・減災や国土強靱化施策を一層推進し、市の事業に対する交付金等の支援が図られるよう国に要請するよう要望してきたものです。

これまで、先ほど申し上げた新堀・八重畑地区の治水対策など6件の整備事業について、それぞれ地区ごとに小項目に分けて要望してきたところ、本年7月変更の国の北上川水系河川整備計画に、新堀・八重畑・八幡地区の治水対策が掲載されたことから、小項目を統合し、当該計画に掲載された市内の整備事業の着実な実施を国に要請するよう要望することとし、当該計画に掲載されなかった整備事業に係る対応は、今後検討を行っていくこととしたものであります。また、併せて、樹木伐採や堆積土砂の撤去、掘削土の再利用による農地冠水被害軽減など、適切な河川管理の推進についても、国に要請するよう要望するものです。

続きまして、要望内容の小項目を追加した3件についてご説明いたします。資料No. 1は同じく5ページ、資料No. 3は18ページをご覧ください。「6【共同要望】県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について」でございます。

これは昨年度に引き続き、北上市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町との共同要望となります。県南地域の地域周産期母子医療センターである北上済生会病院は、県南地域の周産期医療体制において重要な役割を担っており、需要変動に対応した人員配置は病院経営に大きな負担となっていることから、安心・安全な周産期医療を継続するため、人員確保や機能の維持、充実について要望してきたものです。今年度においては、国の補助金の拡充について国に要請することを追加したものです。

続きまして、資料No. 1はそのまま5ページ、資料No. 3については36ページをご覧ください。「17 自転車専用道路の整備促進について」でございます。

一般県道遠野東和自転車道線については、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの、3.3kmの未整備区間が存在しておりますが、この区間は県が定める「岩手県広域サイクリングルート」に含まれ、観光振興や地域間交流に資する路線となっており、早期の整備再開を要望してきたものです。

今年度においては、これに加え、整備完了までの間、県管理道路として「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に準じた整備を進めることを追加したものです。

続きまして、資料No. 1の6ページ、資料No. 3については37ページをご覧ください。  
「18 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について」でございます。

先ほどご説明いたしました小項目の統合に加え、国の河川整備計画において、樹木伐採や農地冠水被害軽減対策などを推進するとされていることから、市内の事業推進を国に要請することについて追加したものです。

最後に、昨年度の要望項目のうち、今年度の要望項目から除外した項目についてご説明いたします。まずは、大項目を取り下げた5件についてご説明いたします。資料No. 1は同じく6ページ、併せて資料No. 2の9ページをご覧ください。

「ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用について」でございますが、昨年度の当市の要望に対する県の回答において、県が入札にかけた結果、民間への売却に至った旨回答があったことから、要望項目から取り下げるものです。

次に、「在宅超重症児、在宅超重症者等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充と受入体制の充実について」でございますが、これまで、事業の対象要件の拡大を求めてきましたが、実情として、県内事業所では空きが無く、受け入れが困難であること、近隣に事業所もないことなどから、実情を踏まえた受け入れ体制の拡充等について検討する必要があると考え、障がいのある方やそのご家族、医療的ケア児等のニーズを把握した上で、次年度以降の要望として再検討するため、今年度の要望項目からは取り下げるものです。

次に、「岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について」でございますが、昨年度の当市の要望に対する県の回答において、岩手県立病院等の経営計画に地域密着型の地域病院、地域診療センターとして位置づけ、職員の適正配置を行うとの回答があったことから、要望項目から取り下げるものです。なお、今後においては、県計画の見直しのタイミングを注視し、必要に応じて再度要望して参ります。

次に、資料No. 2はそのまま9ページ、資料No. 1は7ページをご覧ください。次に、「早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について」でございますが、小田越ルートと縦走(じゅうそう)ルートの整備につきまして、仮設トイレが増設され、登山者の利便性が向上し、県からの資材提供により、経年劣化したロープの更新等が行われているほか、案内標識等については、県担当者と定期的に協議を重ね、今後対応していくこととしたことから、要望項目から取り下げるものです。

次に、「移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について」でございますが、当市において令和5年度に債権管理条例を制定し、市における債権回収のルールが明確になったほか、支援金返還の要否については、県が定める移住支援金実施マニュアルに基づき、個別に判断され、一律に返還を求めないことを確認したことから、要望項目から取り下げるものです。

次に、大項目は継続し、小項目の一部を取り下げる3件についてご説明いたします。大項目「4 農林業・農村政策の対応について」の要望項目のうち、小項目「農地法制の見直しについて」でございますが、都道府県が設定する、確保すべき農用地の面積の目標に対し、市町村が行う地域振興に資する開発計画や新たな用途地域の設定、未来法による農振除外面積を除くことをガイドラインへ明記もしくは運用上可能とするよう要望しておりましたが、運用により可能であることが確認されたため、小項目の一部を取り下げたものです。なお、除外した分の代替農地を確保できない市町村において、代替農地の確保を必

須要件としないよう次回のガイドラインの修正等について国に要請することについては、引き続き要望してまいります。

続きまして、資料№.1は8ページ、差替え後の資料をご覧ください。大項目「15 主要地方道の整備について」のうち、小項目「主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について」でございますが、昨年度の当市の要望に対する県の回答において、要望区間の用地買収や歩道整備工事が進んでいるとの回答があったため、小項目を取り下げるものです。

最後に、大項目「21 地域生活支援拠点等の持続的な運営のための財政支援について」のうち、小項目「地域生活支援事業の十分な財政措置について」において、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換の開催について検討するよう求めていたことについてでございますが、昨年度の当市の要望に対する県の回答において、今後、情報共有や意見交換を行う市町村担当者会議を開催するとの回答があったため、小項目の一部を取り下げるものです。

今年度の要望から取り下げた項目については、以上となります。以上で説明を終わりますが、資料№.3の「要望書」につきましては、要望項目を取り巻く状況の変化等により、当日までに要望表現等が修正となる場合がございますので、ご了承願います。以上でございます。

(伊藤総合政策部長)

説明が終わりました。内容について質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。櫻井肇議員。

(櫻井肇議員)

ツキノワグマによる被害防止対策のドローン活用について、この点については県の支援は入っているのでしょうか。

(菊池農林部長)

現在は特に支援というのは無いです。

(櫻井肇議員)

ドローンは具体的にどのように活用されているのでしょうか。クマを追尾するものなのか、どのように使っているのか、この機会に知りたいので教えていただきたいです。

(菊池農林部長)

ドローンについてですが、熱感知の装置を付けたドローンを飛ばして、藪などにいるクマなどの動物を上空から確認し、次の対応方針を練る、というようなことに使っております。追尾機能はついていないので、クマがいると想定されるおおよその場所に飛ばして、位置を確認するというような使い方をしております。ただし、ドローンは鉄道の上や空港のそばは飛ばせないこととなっておりますので、限られた範囲で使用しております。

(伊藤総合政策部長)

よろしいでしょうか。その他、ご質問ございませんでしょうか。照井省三議員。

(照井省三議員)

2点お伺いします。まずは化製場に関する要望についてですが、内容は今年の1月に市が再要望した内容とほぼ変わらないと見ております。大事なのは、県と関係団体との話し合いだと思いますが、その内容は市民に知らされていないと思います。このことについて要望する中で各種団体との話し合いと市民に対する説明についてどのように考えているのか、お聞かせください。

(重茂市民生活部長)

今のところ市の考え方としては、県と情報共有する場を設けておりまして、今まで情報共有していた範囲を広げて、良い方向に向かいたいという考えはございますが、その内容については、公表できることとできないことがありますので、今後すぐ公表に向けて場を設けることなどは考えていないところでございます。

(照井省三議員)

大事なことは、今回の要望項目の5番目にもあります、地域住民との十分な協議を行うということにあります。地域住民とすれば昨年10月10日に矢沢地域振興会として、住民要望として提出しました。その結果がどうなっているのかという部分については、要望書を提出した矢沢地域振興会、そして地域住民で組織している矢沢地域環境対策協議会などと協議を行っていただき、その中で公開できる部分と公開できない部分はあると思いますが、公開できる部分については、しっかりと地域住民と協議をする場を設けてほしいのですが、このことについてはどう考えていますでしょうか。

(重茂市民生活部長)

矢沢地域振興会から、岩手県に対して要望活動がなされております。市の考え方としては、まず矢沢地域振興会と今後の方向性などについて情報共有をして、その上で必要であれば、公表できる部分について公表することを検討したいと考えております。まずは、矢沢地域振興会と、方向性を話し合っていきたいと思います。

(照井省三議員)

次にホットタウン湯口に関する要望についてですが、資料No. 1の6ページ、要望を取り下げるものの大項目、ホットタウン湯口の県有造成地について、この中身を見ると、県有地を県が入札にかけた結果、民間の方への売却に至った、という説明がありました。これは、県有地であったホットタウンの土地については、もう売却されたということでしょうか。実は、ずっとこのニュータウンについては地域の方たちが毎年草刈りをして管理に努めてきたところなんです。そういう意味では今後はどのように管理されていくのか、

もう県有地ではないために、地域の民間団体の草刈りはいらなくなるということなのでしょうか。お伺いします。

(伊藤総合政策部長)

県からは公開の入札を行って民間に売却したと聞いております。今後は岩手県が所有者ではございませんので、購入された民間の方に適切な管理をお願いすることになると思います。必要であれば行政の方からもお話をさせていただくことはあり得ると思います。

(照井省三議員)

ちなみに、いつ売却が成立したかわかりますでしょうか。

(伊藤総合政策部長)

手元に資料がないため、正確な時期はお答えできないが、昨年の秋ごろであったと記憶しております。

よろしいでしょうか。そのほか、ご質問ございますでしょうか。似内一弘議員。

(似内一弘議員)

新興製作所跡地の要望について、お尋ねいたします。令和7年3月に解体業者から処理計画の再提出があって、その後県において精査が続けられている状態というのは今年度も変わっていないと思いますが、この間、県に対して、市が協議や話をする機会など、どういった機会があったのか、伺いたいと存じます。

(重茂市民生活部長)

県に対しては、頻繁に照会をして、動きがないかを確認しております。特別な会議は行っていないが、県が現地立ち入りの際に同行するなど、そういった機会を捉えて確認を行っているという状況になります。また、議会や市政懇談会などで質問等があった場合、情報を再度確認し、動きがないか、考え方に変更がないかを把握しております。

(似内一弘議員)

今回の要望で、行政代執行も視野に入れて、という項目が新たに追加されたかと思いますが、行政代執行も視野に入れてという部分は、県と共有しているのでしょうか。県においてもその可能性があるということで要望に上げているのか、そういったところを確認したいと存じます。

(重茂市民生活部長)

県の短期的な方針はわかりませんが、制度的には可能とのことでありますので、最後にはそういったことも可能だということは県と情報共有しております。しかし、だからといって、当面はすぐにそういった動きに踏み出すというようなことは、市ではわからないという状況です。

(似内一弘議員)

毎月動きを確認しているということですが、今後県と市の協議または検討、もしくは住民などを含めた協議、そういった可能性や方針はあるのか、伺います。

(重茂市民生活部長)

新興製作所跡地の問題についての新たな動きはあまりない状況です。県の動向は今後も情報共有を進めていきたいと思っております。周辺住民に対する話をする機会などについては、現在は県での動きが変わらず、県と解体業者でキャッチボールをしているところから進まない状況でございまして、地域の皆さんにもその程度しかお話しできない状況でありますので、当面はそういった説明会などの機会を設けることは考えていないところでございます。

(伊藤総合政策部長)

よろしいでしょうか。そのほか、ご質問ございますでしょうか。羽山るみ子議員。

(羽山るみ子議員)

テレビ難視聴対策の要望について、お伺いいたします。ひかりTVについて、県で一定数の利用があればという説明があったかと思いますが、花巻以外の他の自治体でも同様の要望が出されているという認識でよろしいでしょうか。

(伊藤総合政策部長)

市で昨年東北総合通信局に相談したところ、テレビ難視聴対策として、NTTドコモのひかりTVを活用するという方法があるとのことで、ドコモからは、県内で5,000世帯ほどの需要が見込める場合は、岩手県にこのサービスを提供することも可能だと聞いております。花巻市だけでは5,000世帯は充足しないので、これを岩手県全体で調査いただき、取り組んでいただきたいということになります。岩手県では昨年度にアンケートを県内市町村に行ったと聞いておりますので、その集約をしてもらい、ひかりTV導入の可能性があるのであればぜひお願いしたいということを要望するものです。

その他ございませんでしょうか。ご質問がないようでございますので、2点目の項目につきましては、以上で説明を終了させていただきます。

(以上)